

評議員、理事、監事の報酬及び費用の規定

社会福祉法人新生会

(評議員の報酬)

第1条 評議員に対して、各年度の総額が250,000円を超えない範囲で、次条において定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(評議員の報酬基準)

第2条 前条で支給する報酬の基準は、1回の出会对して5,340円とし出会の際に現金で支給する。

(理事の報酬)

第3条 理事に対して、各年度の総額が250,000円を超えない範囲で、次条において定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(理事の報酬基準)

第4条 前条で支給する報酬の基準は、1回の出会对して5,340円とし出会の際に現金で支給する。

(監事の報酬)

第5条 監事に対して、各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、次条において定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(監事の報酬基準)

第6条 前条で支給する報酬の基準は、1回の出会（監査及び理事会等）に対して5,340円とし出会の際に現金で支給する。

(旅費の支給)

第7条 評議員、理事、監事に対して、その出会に応じて報酬の他に旅費を支給することができる。その報酬の額は、当法人職員の旅費規程に準ずる。ただし日当は、支給しない。

附則

この規程は、平成29年6月27日より施行する。